

国立研究開発法人物質・材料研究機構 任期制職員給与規程

平成18年3月31日
18規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

(給与決定の原則)

第2条 給与は、任期制職員又は無期労働契約転換職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

(給与体系)

第3条 任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与の種類は、月給制及び日給制とする。
2 任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、本給及び諸手当とする。但し、国等の要請に応じて国家公務員等を退職し、引き続き機構に雇用されたこととなった者については、国等の給与体系に準じ、人事院規則9-40第2条第3号ニ及び第6条第1項第2号ニ並びに第8条第1項第2号に該当するよう理事長が定める。
3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、みなし時間外勤務手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

(給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は任期制職員若しくは無期労働契約転換職員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

(給与の計算期間及び支給定日)

第5条 給与の計算期間及び支給定日は次のとおりとする。

- (1) 給与の支給定日は、毎月17日とする。
- (2) 給与の支給定日が土曜日又は国民の祝日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、休日に当たるときは、18日に支払うこととする。
- (3) 計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の支給定日に支払う。
- (4) 任期制職員又は無期労働契約転換職員が離職及び死亡したときは、その日まで給与を支給する。
- (5) 月給制の場合であって、月の途中での入所、離職のときは、その給与額は、その期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常時払い)

第6条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があつた場合には、前条に定める支給定日前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、勤務1時間あたりの給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの給与額)

第8条 勤務1時間あたりの給与額の算出方法は次のとおりとする。

- (1) 月給制の場合は、月給に特命業務手当の額を加えて得た額に1/2を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。
- (2) 日給制の場合は、時給に特命業務手当の1時間あたりの額を加えて得た額とする。

(支給者の特例)

第9条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条又は第43条に規定する者に支給する。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

- 第10条 本給は任期制職員又は無期労働契約転換職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて決定する。
- 2 前項の本給は、フルタイム任期制職員及びフルタイム無期労働契約転換職員は別表1から別表10までに定める月給、フルタイムではない任期制職員(以下「パートタイム任期制職員」という。)及びフルタイムではない無期労働契約転換職員(以下「パートタイム無期労働契約転換職員」という。)は別表1から別表10までに定める時給に1日の所定労働時間を乗じて得た額を日給とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、招聘研究員、招聘エンジニアその他別表1から別表10までに掲げる額にあてはまらない者の本給は、第1項の規定に基づき、また機構の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇給)

第10条の2 任期制職員及び無期労働契約転換職員の昇給は行わないものとする。

第2節 諸手当

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第22条を準用する。ただし、支給単位期間については1箇月とする。
- 2 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、雇用契約書で勤務日数を週5日と定める者については通勤手当を月額で支給する。
 - 3 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、交通機関利用者については、雇用契約書で定める勤務日数に応じた回数乗車券等により算出した運賃等の額と1箇月定期券の額を比較して、最も経済的かつ合理的であると認められる券種の運賃等相当額1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。なお、1箇月定期券の額が最も経済的かつ合理的であると認められた者については、通勤手当を月額で支給する。
 - 4 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、前2項に該当しない者については、1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。

(時間外勤務手当)

- 第12条 時間外勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、所定労働時間外又は法定休日以外の休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、それぞれの割合に100分の25を加算した割合とする。

- (1) 休日を除く標準勤務時間内の所定労働時間を超える勤務 100分の100
- (2) 法定休日を除く標準勤務時間外の所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務 100分の125
- (3) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務（第5号から第8号のいずれかの勤務に該当する場合を除く） 100分の125
- (4) 雇用契約書に定める勤務以外の日における標準勤務時間内の勤務 100分の100
- (5) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務 100分の125
- (6) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務 100分の150
- (7) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする）につき360時間を超える勤務 100分の125

- (8) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務に代休を取得した場合 第5号及び第7号に定める割合から100分の100を控除した割合
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、労働基準法第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、職員から申し出があった場合には、前項第5号の時間外勤務手当の払いに代え、前項第2号若しくは第3号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、労使協定の定めるところによる。

(法定休日勤務手当)

第13条 法定休日勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、法定休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 法定休日における勤務 | 100分の135 |
| (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合 | 100分の 35 |

(みなし時間外勤務手当)

第13条の2 第12条及び前条の規定にかかわらず、フルタイム任期制職員及びフルタイム無期労働契約転換職員のうち、招聘研究員、特任研究員、博士研究員、I C Y S 研究員又は招聘エンジニアに対し、みなし時間外勤務手当を毎月支給する。

- 2 みなし時間外勤務手当は、第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当の12時間分に相当するもののほか、裁量労働制適用者にあっては、同条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに前条に規定する法定休日勤務手当のうち、同条第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分を含むものとして、別表11に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、招聘研究員及び招聘エンジニア並びに特命業務手当の支給を受ける者に支給するみなし時間外勤務手当は、第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当の12時間分に相当するもののほか、裁量労働制適用者にあっては、同条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに前条に規定する法定休日勤務手当のうち、同条第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分を含むものとして決定する額とする。

(特別貢献手当)

第13条の3 特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、支給する。

2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(特命業務手当)

第13条の4 特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

2 特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

第3章 欠勤及び休職期間中の取扱

(欠勤者の給与)

- 第14条 給与計算期間における所定労働時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、その勤務しなかった1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 勤務しなかった時間の算定は、1ヶ月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
- 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給及び特命業務手当とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第15条 国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成18年3月31日 18規程第9号。以下「任期制職員育児・介護休業規程」という。）第5条の規定により育児休業となった育児休業者又は同規程第13条の規定により出生時育児休業となった出生時育児休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。ただし、任期制職員育児・介護休業規程第20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。
- 2 任期制職員又は無期労働契約転換職員が任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定による育児のための勤務時間の短縮により勤務しなかったときは、その勤務しなかった1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、育児休業者等の給与については任期制職員育児・介護休業規程に定める。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第16条 任期制職員育児・介護休業規程第3条第1項第5号に規定する介護休業のうち1日を単位として行う休業を取得した者に対する介護休業期間中の給与は支給しない。
- 2 任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定により介護のための勤務時間の短縮により勤務しなかったときは、その勤務しなかった1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務時間の一部を割いて行う兼業時の給与)

- 第17条 任期制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程（平成18年3月28日 18規程第10号）に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合は、その勤務しなかった1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第18条 国立研究開発法人物質・材料研究機構配偶者同行休業規程（令和6年8月21日 2024規程第44号）第3条の規定により配偶者同行休業となった配偶者同行休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。

(自己啓発等休業者の給与)

第19条 国立研究開発法人物質・材料研究機構自己啓発等休業規程（令和6年8月21日 2024規程第45号）第4条の規定により自己啓発等休業となった自己啓発等休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月18日 18規程第79号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日 18規程第96号）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年5月8日 19規程第29号）

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月4日 19規程第37号）

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月17日 19規程第51号）

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附 則（平成19年11月5日 19規程第65号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日 20規程第6号）

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第46号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第19号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日 22規程第45号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年5月16日 23規程第70号）

この規程は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月26日 24規程第41号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、機構との雇用契約書中に契約期間中の給与の減額があり得る旨の条項が付されている任期制職員のうち、別表に基づき日額を支給している者で、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の日額の支給に当たっては、日額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。また、別表に基づき月額を支給している者は、月額を21で除した額を日額とし、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の月額の支給に当たっては、月額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。なお、学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して日額又は月額を決定している者についても同様とする。

（1）日額12,000円以上16,000円未満 割合 3%

（2）日額16,000円以上25,000円未満 割合 5%

(3) 日額25,000円以上40,000円未満 割合 8%
(4) 日額40,000円以上 割合 10%

3. 特例期間における前項の適用を受ける者の本給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの算定基礎額は、算定基礎額から前項の割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

4. 給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合は、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年6月29日 24規程第44号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日 26規程第13号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日 26規程第20号）

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。

2. 本給与規程の一部を改正する規程（平成24年6月26日 24規程第41号）附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則（平成27年3月24日 27規程第45号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第51号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月13日 28規程第120号）

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則（平成29年12月26日 29規程第64号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日 30規程第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日 30規程第44号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日 2019規程第66号）

この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和2年10月27日 2020規程第56号）

この規程は、令和2年11月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第11号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日 2022規程第53号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程第45号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第78号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月17日 2023規程第108号）

この規程は、令和5年10月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日 2024規程第12号）

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令6年8月21日 2024規程第41号）

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日 2025規程第11号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月15日 2025規程第67号）

この規程は、令和7年4月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年8月25日 2025規程第84号）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和7年11月17日 2025規程第95号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 本給表(特任研究員)

職種	級	1		2		3		4		5		6	
		号	月給	時給	月給								
特任研究員	1	272,310円	1,673円	357,160円	2,195円	478,110円	2,938円	599,920円	3,686円	742,720円	4,564円	944,320円	5,802円
	2	280,710円	1,725円	366,390円	2,251円	488,200円	3,000円	610,840円	3,753円	754,470円	4,636円	956,920円	5,880円
	3	289,110円	1,776円	375,630円	2,308円	498,270円	3,062円	621,750円	3,820円	766,240円	4,708円	969,520円	5,957円
	4	297,520円	1,828円	384,880円	2,365円	508,360円	3,124円	632,680円	3,887円	778,000円	4,780円	982,120円	6,035円
	5	305,920円	1,880円	394,120円	2,422円	518,440円	3,185円	643,590円	3,954円	789,750円	4,853円	994,720円	6,112円
	6	314,320円	1,931円	403,360円	2,478円	528,510円	3,247円	654,520円	4,022円	801,520円	4,925円	1,007,320円	6,189円
	7	322,720円	1,983円	412,590円	2,535円	538,600円	3,309円	665,440円	4,089円	813,280円	4,997円	1,019,920円	6,267円
	8	331,120円	2,035円	421,830円	2,592円	548,670円	3,371円	676,350円	4,156円	825,030円	5,069円	1,032,520円	6,344円
	9	339,520円	2,086円	431,080円	2,649円	558,760円	3,433円	687,280円	4,223円	836,800円	5,142円	1,045,110円	6,422円
	10	347,920円	2,138円	440,320円	2,705円	568,840円	3,495円	698,190円	4,290円	848,550円	5,214円		
	11	356,320円	2,189円	449,560円	2,762円	578,910円	3,557円	709,120円	4,357円	860,320円	5,286円		
	12			458,790円	2,819円	589,000円	3,619円	720,040円	4,424円	872,080円	5,358円		
	13			468,030円	2,876円	599,070円	3,681円	730,950円	4,491円	883,830円	5,431円		
	14			477,280円	2,933円			741,880円	4,558円	895,600円	5,503円		
	15									907,350円	5,575円		
	16									919,120円	5,647円		
	17									930,880円	5,720円		
	18									942,630円	5,792円		

別表2 本給表(博士研究員)

職種	級 号	1		2	
		月給	時給	月給	時給
博士研究員	1	272,310円	-	357,160円	-
	2	280,710円	-	366,390円	-
	3	289,110円	-	375,630円	-
	4	297,520円	-	384,880円	-
	5	305,920円	-	394,120円	-
	6	314,320円	-	403,360円	-
	7	322,720円	-	412,590円	-
	8	331,120円	-		
	9	339,520円	-		
	10	347,920円	-		
	11	356,320円	-		

別表3 本給表(ICYS研究員)

職種	級 号	2	
		月給	時給
ICYS研究員 但し、ICYS PIについては、第10条 第1項の規定に基づき、また機構の 職員との権衡を考慮して別表1に 準じて決定する。	8	421,830円	-
	9	431,080円	-
	10	440,320円	-
	11	449,560円	-
	12	458,790円	-

別表4 本給表(NIMSジュニア研究員)

職種	級 号	1	
		月給	時給
NIMSジュニア研究員	1	-	1,533円
	2	-	1,890円

別表5 本給表(特任エンジニア)

職種	級	1		2		3		4		5		6	
		号	月給	時給	月給								
特任エンジニア	1	314,320円	1,931円	357,160円	2,195円	478,110円	2,938円	599,920円	3,686円	742,720円	4,564円	944,320円	5,802円
	2	322,720円	1,983円	366,390円	2,251円	488,200円	3,000円	610,840円	3,753円	754,470円	4,636円	956,920円	5,880円
	3	331,120円	2,035円	375,630円	2,308円	498,270円	3,062円	621,750円	3,820円	766,240円	4,708円	969,520円	5,957円
	4	339,520円	2,086円	384,880円	2,365円	508,360円	3,124円	632,680円	3,887円	778,000円	4,780円	982,120円	6,035円
	5	347,920円	2,138円	394,120円	2,422円	518,440円	3,185円	643,590円	3,954円	789,750円	4,853円	994,720円	6,112円
	6	356,320円	2,189円	403,360円	2,478円	528,510円	3,247円	654,520円	4,022円	801,520円	4,925円	1,007,320円	6,189円
	7			412,590円	2,535円	538,600円	3,309円	665,440円	4,089円	813,280円	4,997円	1,019,920円	6,267円
	8			421,830円	2,592円	548,670円	3,371円	676,350円	4,156円	825,030円	5,069円	1,032,520円	6,344円
	9			431,080円	2,649円	558,760円	3,433円	687,280円	4,223円	836,800円	5,142円	1,045,110円	6,422円
	10			440,320円	2,705円	568,840円	3,495円	698,190円	4,290円	848,550円	5,214円		
	11			449,560円	2,762円	578,910円	3,557円	709,120円	4,357円	860,320円	5,286円		
	12			458,790円	2,819円	589,000円	3,619円	720,040円	4,424円	872,080円	5,358円		
	13			468,030円	2,876円	599,070円	3,681円	730,950円	4,491円	883,830円	5,431円		
	14			477,280円	2,933円			741,880円	4,558円	895,600円	5,503円		
	15									907,350円	5,575円		
	16									919,120円	5,647円		
	17									930,880円	5,720円		
	18									942,630円	5,792円		

別表6 本給表(テクニカルスタッフ)

職種	級 号	1		2		3		4	
		月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給
テクニカルスタッフ	1	-	1,098円	251,020円	1,542円	334,060円	2,053円	415,070円	2,550円
	2	-	1,135円	257,390円	1,582円	340,790円	2,094円	422,140円	2,594円
	3	-	1,172円	263,750円	1,621円	347,510円	2,135円	429,230円	2,637円
	4	-	1,208円	270,110円	1,660円	354,230円	2,177円	436,300円	2,681円
	5	-	1,245円	276,460円	1,699円	360,940円	2,218円	443,380円	2,724円
	6	-	1,282円	282,830円	1,738円	367,660円	2,259円	450,470円	2,768円
	7	-	1,319円	289,190円	1,777円	374,390円	2,300円	457,540円	2,811円
	8	220,660円	1,356円	295,540円	1,816円	381,110円	2,342円	464,630円	2,855円
	9	226,670円	1,393円	301,900円	1,855円	387,830円	2,383円	471,710円	2,898円
	10	232,670円	1,430円	308,270円	1,894円	394,550円	2,424円	478,780円	2,942円
	11	238,660円	1,466円	314,630円	1,933円	401,260円	2,465円		
	12	244,670円	1,503円	320,980円	1,972円	407,980円	2,507円		
	13	250,670円	1,540円	327,340円	2,011円	414,710円	2,548円		
	14			333,710円	2,050円				

別表7 本給表(特任専門職)

別表8 本給表(特定専門職)

別表9 本給表(オフィススタッフ)

職種	級	1		2		3		4	
		号	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給
オフィススタッフ	1	-	1,098円		251,020円	1,542円	295,910円	1,818円	336,590円
	2	-	1,135円		257,390円	1,582円	302,620円	1,859円	343,660円
	3	-	1,172円		263,750円	1,621円	309,340円	1,901円	350,750円
	4	-	1,208円		270,110円	1,660円	316,070円	1,942円	357,820円
	5	-	1,245円		276,460円	1,699円	322,790円	1,983円	364,900円
	6	-	1,282円		282,830円	1,738円	329,510円	2,025円	371,990円
	7	-	1,319円		289,190円	1,777円	336,230円	2,066円	379,060円
	8	220,660円	1,356円		295,540円	1,816円			386,150円
	9	226,670円	1,393円						393,230円
	10	232,670円	1,430円						400,300円
	11	238,660円	1,466円						2,460円
	12	244,670円	1,503円						
	13	250,670円	1,540円						

別表10 本給表(嘱託職員)

職種	級	1		
		号	月給	時給
嘱託職員	1	-	2,090円	

別表11 みなし時間外勤務手当

職種／勤務形態	級	1		2		3		4		5		6	
		標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制	標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制	標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制	標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制	標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制	標準勤務制 フレックスタイム制	裁量労働制
特任研究員 ICYS研究員 博士研究員	1	26,352円	53,050円	34,560円	69,574円	46,272円	93,159円	58,056円	116,907円	71,880円	144,715円	91,380円	183,975円
	2	27,168円	54,707円	35,460円	71,386円	47,256円	95,163円	59,112円	119,000円	73,020円	147,017円	92,616円	186,481円
	3	27,972円	56,315円	36,348円	73,186円	48,228円	97,101円	60,168円	121,147円	74,148円	149,290円	93,828円	188,909円
	4	28,788円	57,972円	37,248円	74,998円	49,200円	99,056円	61,236円	123,306円	75,288円	151,592円	95,040円	191,354円
	5	29,616円	59,641円	38,148円	76,810円	50,172円	101,011円	62,280円	125,387円	76,428円	153,877円	96,276円	193,843円
	6	30,420円	61,249円	39,036円	78,610円	51,156円	103,015円	63,348円	127,546円	77,568円	156,179円	97,488円	196,288円
	7	31,236円	62,906円	39,936円	80,422円	52,128円	104,953円	64,392円	129,644円	78,708円	158,464円	98,700円	198,716円
	8	32,040円	64,514円	40,812円	82,156円	53,100円	106,908円	65,460円	131,786円	79,848円	160,766円	99,912円	201,144円
	9	32,856円	66,171円	41,712円	83,968円	54,072円	108,863円	66,516円	133,933円	80,988円	163,068円	101,148円	203,650円
	10	33,672円	67,791円	42,612円	85,780円	55,056円	110,867円	67,560円	136,014円	82,128円	165,353円		
	11	34,488円	69,448円	43,500円	87,580円	56,028円	112,805円	68,628円	138,173円	83,256円	167,643円		
	12			44,400円	89,392円	57,000円	114,760円	69,672円	140,271円	84,396円	169,928円		
	13			45,300円	91,204円	57,972円	116,715円	70,740円	142,430円	85,536円	172,230円		
	14			46,188円	93,004円			71,796円	144,560円	86,676円	174,515円		
	15									87,816円	176,817円		
	16									88,956円	179,119円		
	17									90,096円	181,404円		
	18									91,212円	183,628円		